健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

■申請前に必ず、別紙の任意継続被保険者制度についての説明を確認してください。
■資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に、住民票（記入者全員分）、保険料（現金）を添えて当組合へ到着するよう提出してください。

申出者情報欄				
以前の被保険者等	記号 ― 番号	生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日	性別 1.男 2.女	
氏　名	（フリガナ）			
住　所	〒　　－			
電話番号	自 宅　（　　）	携 帯　（　　）		

勤務していた事業所の	名 称	
	所在地	
資格喪失年月日	令和　年　月　日	※退職日の翌日が資格喪失日となります。

保険料の納付方法	次回以降の保険料の納付方法について、希望する項目にチェックしてください。 ☐ 口座振替（毎月納付のみ）　☐ 毎月納付　☐ 6ヵ月前納　☐ 12ヵ月前納 「口座振替」を希望する場合は、別途、「任意継続被保険者 預金口座振替依頼書」の提出が必要です。
資格確認書発行要否	☐ 資格確認書の発行が必要

健康保険 任意継続被保険者 被扶養者届【資格取得時】

■取得申請時、被扶養者がいる場合のみ記入してください。

被扶養者欄	氏名	生年月日	続柄	同居別居の別	資格確認書発行要否
	フリガナ	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日		1.同居 2.別居	☐ 資格確認書の発行が必要
	フリガナ	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日		1.同居 2.別居	☐ 資格確認書の発行が必要
	フリガナ	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日		1.同居 2.別居	☐ 資格確認書の発行が必要
	フリガナ	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日		1.同居 2.別居	☐ 資格確認書の発行が必要
	フリガナ	5.昭和 7.平成 9.令和 年 月 日		1.同居 2.別居	☐ 資格確認書の発行が必要

健康保険組合記入欄	
記号番号	5000　―
資格取得日	令和　年　月　日
報酬月額	千円

社会保険労務士記載欄｜氏名等

受 付 印

東京都ニット健康保険組合【2024.12】

任意継続制度の申請をする前に確認くしてください

健康保険の任意継続制度の他に、お住まいの市区町村役所（場）の国民健康保険制度があります。
任意継続制度を申請前に、双方の保険料等を比較し、どちらの制度に加入するかご検討ください。
なお、倒産や解雇などにより離職した方および雇止めなどにより離職された方は、国民健康保険制度ですと、**保険料（税）を軽減する制度**がございます。

【国民健康保険に関するお問い合わせ先】 お住まいの市区町村役所（場） 国民健康保険担当窓口

任意継続制度に加入するための要件

●資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで**継続して2ヵ月以上の被保険者期間**があること。

●**資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内**に手続きすること。

注意事項

・申請書が提出期限までに当組合に到着する（受付される）必要があります。
・提出期限を過ぎて申請されたときは、当組合が正当な理由（※1）があると認めた場合以外は受理できません。（※1）正当な理由とは、天変地異、交通通信機関のストライキなど
・任意継続の申請は、勤務していた事業所の事業主から提出される「資格喪失届」の手続き完了後となります。
・勤務していた事業所を資格喪失する際に被扶養者であった方は、任意継続制度に移行後も引き続き被扶養者となりますので、申出書下段の被扶養者欄にご記入ください。
ただし、勤務していた事業所を資格喪失する際に被扶養者を削除していなかった場合は、任意継続申請前に勤務していた事業所経由で「被扶養者（異動）届」を当組合に提出してください。任意継続の申請手続きは、扶養削除の手続き後となります。

任意継続制度の加入期間

任意継続被保険者として加入できる期間は**最大で2年間**です。
ただし、**以下の理由に該当したときは、2年を経過する前であっても任意継続被保険者の資格を喪失**します。

(1) 保険料を納付期限までに納付しないとき
(2) 就職等により、健康保険等の被保険者となったとき
(3) 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
(4) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
(5) 被保険者が死亡したとき

任意継続制度の申請の際に必要なもの

❶ **健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書** （漏れなく正確に記入されているもの）
❷ **住民票** （申請書に記入した被保険者・被扶養者全員の掲載されているもの）
❸ **保険料** （現金で１カ月分。ただし資格喪失月の翌月に申請する場合は現金で２カ月分）

※郵送にて申請する場合は、必ず「現金書留」でお送りください。
※保険料については、次ページの「保険料について」をご確認ください。

次ページに【 保険料について 】のご案内があります。 ➔

保険料について

●保険料の額

１カ月分の保険料額は、下記のとおり計算します。

保険料 ＝ 退職時の標準報酬月額 ／ 当組合の平均標準報酬月額 どちらかの少ない額 × 当組合の保険料率

●保険料の納付期間

資格を取得した日の属する月から資格を喪失する日の属する月の前月まで納付していただきます。
なお、資格取得月と資格喪失月が同月の場合は、その月分を納付していただきます。

●保険料額の変更

保険料は、下記の理由により変更となる場合があります。
(1) ４０歳になり介護保険第２号被保険者に該当した場合
(2) ６５歳になり介護保険第２号被保険者に該当しなくなった場合
(3) 健康保険料率または介護保険料率が変更された場合
(4) 当組合の標準報酬月額の平均額が変わったことにより、上限が変更された場合

●納付方法について

任意継続取得時の初回の納付については、申請書と一緒に現金で納付していただきます。
２回目以降は、下記のとおり納付していただきます。

(1) 口座振替による毎月納付

・毎月１０日（１０日が休日の場合は翌営業日）にご指定の口座から保険料を引き落としさせていただきます。
・希望される場合は「保険料預金口座振替依頼書」をご提出ください。依頼書はホームページからダウンロードできます。

(2) 納付書による毎月納付

・毎月初めに当組合より納付書を送付いたしますので、毎月１０日（１０日が休日の場合は翌営業日）までにお支払ください。

(3) 納付書による前納納付

・保険料は年度を単位として一定期間分を一括して先に納付することができます。
・毎月納付とくらべて保険料が割引（複利原価法による年４%）されます。
・一定期間分とは下記のとおりです。

【資格取得時】

資格取得日の属する月の月末までに翌月分からの前納ができます。

【その後の納付について】

毎年３月、９月に納付書を送付します。送付月の月末までに納付していただきます。

6カ月前納
4月～9月分まで

6カ月前納
10月～翌年3月

12カ月前納
4月～翌年3月分まで

注意事項

・資格取得時の前納は「資格取得月の月末」までに納付することにより前納となるため、申請時期によっては、前納することができない場合があります。
・一度前納のお手続きいただきますと、納付方法変更の申出がない限り、継続することとなります。
・前納した保険料は下記の理由以外での返還はできませんのでご注意ください。
(1) 任意継続被保険者が就職して健康保険等の被保険者の資格を取得したとき
(2) 任意継続被保険者が後期高齢者医療制度に加入したとき
(3) 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき
(4) 任意継続被保険者が亡くなったとき

次ページに【 任意継続被保険者の資格喪失について 】等のご案内があります。 →

任意継続被保険者の資格喪失について

下記のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失しますので、資格確認書など交付を受けている全ての証書をすみやかに返納してください。（カッコ内は資格を喪失する日です。）
資格喪失後に当組合の資格情報により受診した場合は、医療費のうち当組合負担額を返納することになります。

❶ 任意継続被保険者となった日から２年を経過したとき。（喪失予定年月日）

❷ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。（納付期日の翌日）

❸ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合の被保険者になったとき。（被保険者資格を取得した日）

❹ 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき。（被保険者資格を取得した日）

❺ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき（申出書を受理した月の翌月1日）

❻ 被保険者が死亡したとき。（死亡した日の翌日）

※上記の ❸･❹･❺ に該当したときは**「資格喪失申出書」**の提出が必要となります。
なお、❺については、申出後に資格喪失を取り消すことはできません。

その他

●任意継続被保険者資格取得申出書の「資格確認書発行要否」欄について

「資格確認書」の発行が必要な場合（※）は、□にチェックしてください。
（※）以下に該当する場合に限ります。

・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが、保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている者

●氏名、住所に変更があったとき

氏名の変更時は**「被保険者氏名変更届」**を、住所の変更時は**「被保険者住所変更届」**を、当組合にご提出ください。

●被扶養者に異動があったとき

被扶養者の追加時は**「被扶養者（異動）届」、「被扶養者状況書」、「証明書類各種」**を、当組合にご提出ください。
被扶養者の削除時は**「被扶養者（異動）届」、「資格確認書等、当組合発行の証書各種」**を、当組合にご提出ください。

●領収書の保管

保険料を納付した際に発行される領収書は、確定申告時に必要となりますので、紛失しないよう大切に保管してください。（領収書の再交付はできません。）

東京都ニット健康保険組合　　任意継続担当
電話番号：　03－3626－1400